

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年9月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第5号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅客運賃の無料等) 第24条 第22条第3項に規定する旅客のほか、本市の区域内に住所を有する旅客（本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。）で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。 (1) 京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）の交付を受けている者 (2)から(7)まで (略) 2・3 (略)	(旅客運賃の無料等) 第24条 第22条第3項に規定する旅客のほか、本市の区域内に住所を有する旅客（本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。）で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。 (1) 京都市敬老乗車証条例第2条に規定する第1種敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）の交付を受けている者 (2)から(7)まで (略) 2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)